

羽島市告示第 1 6 2 号

羽島市繊維企業海外販路拡大事業支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 7 月 1 日

羽島市長 松 井 聡

羽島市繊維企業海外販路拡大事業支援補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地域未来交付金制度要綱（令和 8 年 2 月 4 日付け府地創第 3 0 号、府地事第 5 4 号、7 農振第 2 4 4 6 号、2 0 2 6 0 1 2 7 財経第 2 号、国総政第 5 4 号、環政総発第 2 6 0 2 0 3 2 号）による地域未来交付金地域未来推進型を活用して、尾州産地や繊維事業者が抱える海外販路拡大に関する課題に対応するため、産地の強靱化と持続的な成長を図るための事業に対し、予算の範囲内で羽島市繊維企業海外販路拡大事業支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、羽島市補助金交付規則（昭和 4 4 年羽島市規則第 8 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所 物の生産又は販売、サービスの提供等が事業として行われている場所
- (2) 繊維事業者 紡績・撚糸、染色、製織・製編、染色整理、縫製、アパレル等、サプライチェーンを構成する業種の事業を行う者
- (3) 尾州産地 愛西市、あま市、一宮市、稲沢市、犬山市、岩倉市、北名古屋市、清須市、江南市、津島市、名古屋市、弥富市、大口町、大治町、蟹江町、扶桑町、飛島村、大垣市、海津市、各務原市、岐阜市、羽島市、瑞穂市、安八町、笠松町、岐南町、神戸町及び輪之内町で構成する織物産地

- (4) 国際認証 RWS、GOTS、GRSその他の繊維企業が海外販路を拡大するにあたり有用となる、国際的なNPO等機関が認証を行う規格（補助対象者）

第3条 補助の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 羽島市内に事業所を有する繊維事業者
- (2) 市税の滞納のない者
- (3) 暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でない者及び暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力又は関与していない者（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、当該年度の4月1日から翌年2月末日までに行う別表に掲げる事業とする。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費であって、別表に掲げるものとする。

- 2 補助対象経費は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額の金額をいう。）を含まないものとする。

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、補助対象経費に別表に掲げる補助率を乗じて得た額とし、補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。ただし、補助金の額が、別表に掲げる補助上限額を超える場合は、当該補助上限額を補助金の額とする。

- 2 補助金の交付については、当該年度中に各補助対象事業について、それぞれ1回限りとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、羽島市繊維企業海外販路拡大事業支援補助金交付申請書（別記第1号様式）（以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 事業予算額調（別記第3号様式）
- (3) 見積書
- (4) 補助対象事業の詳細がわかる説明書類等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
（交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定するものとする。

2 前項の規定により、補助金の交付を決定したときは、その内容及び付帯条件を羽島市繊維企業海外販路拡大事業支援補助金交付決定通知書（別記第4号様式）（以下「交付決定通知」という。）により、補助金の交付の申請をした者（以下「交付申請者」という。）に通知しなければならない。

3 第1項の規定により、補助金の不交付を決定したときは、その理由を付して、羽島市繊維企業海外販路拡大事業支援補助金不交付決定通知書（別記第5号様式）により、交付申請者に通知しなければならない。

（交付申請の取下げ）

第9条 交付申請者は、前条第2項の規定による交付決定通知を受けた場合において、当該通知に係る交付決定の内容及び付帯条件に不服のあるときは、当該通知を受けた日から5日以内に申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定がなかったものとみなす。

（内容変更）

第10条 交付決定通知を受け補助対象事業を遂行する者（以下「補助事業者」という。）が、事業の計画変更をするときは、羽島市繊維企業海外販路拡大事業支援補助金計画変更承認申請書（別記第6号様式）（以下「計画変更申請書」という。）を遅滞なく市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による計画変更申請書を受け取ったときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、不承認とするときはその理由を付して、

羽島市繊維企業海外販路拡大事業支援補助金計画変更承認・不承認決定通知書（別記第 7 号様式）により、補助事業者へ通知するものとする。

（完了報告）

第 1 1 条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、交付対象事業が完了した日から起算して 2 0 日以内又は第 8 条の交付決定を受けた日の属する年度の 2 月末日のいずれか早い日までに、羽島市繊維企業海外販路拡大事業支援補助金事業完了報告書（別記第 8 号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 羽島市繊維企業海外販路拡大事業支援補助金事業決算額調（別記第 9 号様式）
 - (2) 領収書等の支払いが分かるものの写し
 - (3) 補助対象事業の詳細がわかる説明書類等
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
- （審査等及び是正措置）

第 1 2 条 市長は、前条の規定による完了報告を受けたときは、補助対象事業の実績及び効果が補助金の交付の決定の内容及び付帯条件に適合しているか等を審査し、又は必要に応じ実地検査等を行い、適合しないと認めるときは、適合させるための措置をとるべきことを補助事業者に対して命ずることができる。

（交付金額の確定）

第 1 3 条 市長は、前条の規定による審査等により、適合すると認めたときは、補助金の交付金額を確定し、羽島市繊維企業海外販路拡大事業支援補助金額確定通知書（別記第 1 0 号様式）により、補助事業者へ通知しなければならない。

（補助金の交付）

第 1 4 条 補助事業者は補助金の交付を受けようとするときは、羽島市繊維企業海外販路拡大事業支援補助金交付請求書（別記第 1 1 号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 補助金は、交付金額を確定した後に交付するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、第 8 条第 2 項の規定による補助金の交付決定通知をした後に、その全部又は一部を前払いにより交付すること

ができる。

（帳簿の備付）

第 15 条 補助事業者は、補助対象事業に係る経費について収支を明らかにし、関係する帳簿等証拠書類を整備しておくとともに、当該帳簿等は補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

（国際認証の更新）

第 16 条 第 14 条第 2 項の規定により補助金の交付を受けた補助事業者は、その事業を継続する限り、令和 12 年 3 月 31 日まで取得した国際認証の更新を継続しなければならない。

（交付決定の取消し）

第 17 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第 10 条第 1 項又は第 11 条第 1 項に規定する書類を提出しなかったとき。
- (2) 補助対象事業に関する申請、報告、遂行等について不正な行為があったとき。
- (3) 暴力団等及び暴力団等と緊密な関係を有する者であることが判明したとき。

2 前項の規定により、補助金の交付決定の全部又は一部の取消しを決定したときは、羽島市繊維企業海外販路拡大事業支援補助金交付決定（一部）取消通知書（別記第 12 号様式）により、補助事業者に通知しなければならない。

（補助金の返還）

第 18 条 市長は、補助金の交付金額が確定した後に交付されている場合であって、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部の取消しを決定した場合は、その交付決定を取り消した部分に相当する金額について、羽島市繊維企業海外販路拡大事業支援補助金返還命令通知書（別記第 13 号様式）（以下「返還命令通知書」という。）により、期限を定めて、返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助金の全部又は一部が事前に交付されている場合であって、

当該交付された金額が次に掲げる金額を超える場合は、その超える金額について、返還命令通知書により、期限を定めて、返還を命ずるものとする。

- (1) 第 1 0 条第 2 項の規定により承認した変更後の金額
- (2) 第 1 3 条の規定により確定した金額
- (3) 第 1 7 条の規定により交付決定の全部又は一部が取り消された後の補助金の額

3 市長は、補助事業者が第 1 6 条の規定によらず、国際認証の更新を行わない場合は、返還命令通知書により、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額について、期限を定めて、返還を命ずるものとする。

(検査等)

第 1 9 条 市長は、補助事業者に対し、必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(雑則)

第 2 0 条 この要綱で定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 8 年 7 月 1 日から施行し、令和 1 2 年 4 月 1 日限り、その効力を失う。ただし、同日前に交付した補助金に係る第 1 5 条から第 1 9 条までの規定については、同日以後もなおその効力を有する。

別表（第 4 条、第 5 条関係）

補助対象事業	基準	補助対象経費	補助率	補助上限額
国際認証取得事業	繊維事業者が海外販路を拡大するために、国際認証を新規に取得するもの	新たに国際認証を取得するために認証機関から請求を受けた費用	補助対象経費の 3 分の 2	8 0 万円
国際認証取得コンサルタン	繊維事業者が国際認証	技術文書整備、内部監査対応、	補助対象経費の 1 0 分	1 6 0 万円

ト活用事業	を取得するにあたり、技術文書整備、内部監査対応、トレーサビリティ体制構築等に係る技術支援等において、コンサルタントを活用するもの	トレーサビリティ体制構築等に係る技術支援などのコンサルタント業務に係る費用	の 10	
-------	---	--	-------------	--